

大会資料および  
掲載記事報告

令和元年5月3日

# 第50回 新しい憲法をつくる国民大会

今年は第50回大会となるので、国会内での憲法改正審議が進むことを期待していたが、衆参の憲法審査会が昨秋から進展しないので、大会プログラムに苦慮した。

そこで、例年の全国公募「改憲川柳」入選作品発表と入賞者表彰を第一部とし、有力国会議員による国民への呼びかけと会長講話を第二部とし、加えて、今年は先帝の生前御退位に続き新帝の御即位というおめでたい年なので、そのお祝いとして、古代から伝わる宮廷雅楽、それも管弦三曲、舞楽二曲というフルコース雅楽の実演を第三部とする、三部構成の国民大会とした。

さて、今年の報道は、前記のように国会の憲法審査会が昨年秋からほとんど活動していないこともあり、大手報道の紙・誌の記事は、一般に低調であった。

しかし、当団体に近い友好報道機関の紙・誌は、例年以上にカラー写真を使い沢山報道してくださったので、おどろくとともに、大層感謝している。

特に三人の国会議員の講話はそれぞれ詳しく報道しており、後半には大会資料編もあるので、ぜひご覧ください。



五月三日は「憲法記念日」この日にこそ  
憲法問題の講演を聞き、国のあり方を、考えましよう！

当団体の「憲法改正を求める国民大会」は、今年で五十回目となります。日本国のため誠に嘆かわしいことです。他方、今年は、天皇陛下御退位に続き新帝の御即位、誠におめでたい年です。そこでまず、例年の「改憲川柳」発表及び表彰。会長挨拶に続いて、有力国会議員の御信念の披露。そのあと、減多に実演を拝見できない宮廷芸術「雅楽」の実演をしていただくことにいたしました。せっかくの機会、奮ってのご参加を！

## 新しい憲法をつくる国民大会 (第五十回)

日時 令和元年五月三日(憲法記念日) 正午開場、午後一時大会開始、午後四時終了  
場所 新宿区立四谷区民ホール九階(新宿区内藤町八十七番地) 地下鉄丸ノ内線「新宿御苑前」駅徒歩五分

## 大会プログラム 第五十回国民大会 令和元年五月三日

- 開会 午後一時 司会 高津優介 国民大会実行副委員長
- 第一部 全国公募「改憲川柳」の入選者発表・優秀者を壇上で表彰する
- 第二部 今年の「新しい憲法をつくる国民大会」の問題点
  - 会長挨拶 現行憲法第八条「皇室財産」法文の見直しを！ 清原 淳平 新しい憲法をつくる国民会議会長
  - 国会議員講話(当日は都合のつく時間帯を調整した順)
    - ▽ 下村博文先生 衆議院議員・自民党憲法改正推進本部長、元文相
    - ▽ 中川雅治先生 参議院議員・行政監視委員長、前環境大臣
    - ▽ 平沢勝栄先生 衆議院議員・自民党憲法改正推進本部事務総長
  - 大会決議 丸山 隆 国民大会実行委員長
- 第三部 宮廷「雅楽」実演——皇室の御世代り祝して—— 雅悠会
  - 「雅楽とは」と「左の曲目」の解説 稲葉澗 雅悠会会長
  - 曲目 管弦「平調音取」「越殿楽」「陪膳」
  - 舞楽「蘭陵王」「長慶子」

古来から宮廷に伝わる雅楽の実演。この機会にぜひ鑑賞を！

- 閉会の辞 重田典子 国民会議理事・国民大会実行委員長
- 万歳三唱 「御皇室万歳」「日本国万歳」

◇交通 地下鉄・丸の内線「新宿御苑前」駅2番出口より徒歩5分  
午前中に「新宿御苑」新宿門から入苑し、午後一時間前到大木戸門を出ると右側が会場。

○お誘い合わせ、奮ってご参加を！ なお、平服にてお出かけください。午後一時開会から御参加を。  
※「雅楽」には、笙(シヨウ)、箏(ヒチリキ)、羯鼓(カッコ)、鉦鼓(シヨウコ)、龍笛(リュウテキ)など、古代の楽器が使われます。その音色もお楽しみ下さい。装束も高価で独特のもので、特に今回は、管弦三曲、舞楽二曲で、いわば雅楽のフルコース。一生のうちでも減多に鑑賞できません。また、めでたい御世代り直後の催し、どうぞお誘い合わせ、お出掛け下さい。受付は九階。入場無料



宮廷芸術・雅楽の実演



昨年の改憲川柳表彰式



会場への交通地図

主催 新しい憲法をつくる国民大会実行委員会  
●電話 03-3581-1393 ●折込連絡先 080-8836-6203 ●http://atarashi-kenpon.jp/  
080-9292-2620

# 改憲論議の前進を訴え

## 8条「皇室の財産授受」も見直しを

### 新しい憲法をつくる国民大会

憲法記念日の3日、改憲派の新しい憲法をつくる国民会議（＝自主憲法制定国民会議）は都内で、第50回「新しい憲法をつくる国民大会」を開催した。

大会は、①時代に即応しない現行憲法の条文は早く改める②第9条は独立国家の体裁でなく、今こそ改正の体裁でなく、今こそ改正



第50回「新しい憲法をつくる国民大会」であいさつする清原淳平会長（加藤玲和撮影）

で、皇室の財産授受に国会の議決が必要と定める憲法8条の改正を訴えた。清原氏はその理由として、「財産」の定義が難しいことに加え、8条が天皇・皇室に対する懲罰規定の性格を持っていることを挙げた。

これは、マッカーサー元帥が天皇制を存続させる一方で、天皇制廃止を強行に主張する米国外の「極東委員会」の諸国に配慮し、天皇制を支える貴族制の廃止、直系外の皇族排除、皇室資産の没収・占領下政府への移行など、徹底した皇室への制約を科する一環として8条の制約規定を置いたためだという。

さらに清原氏は、8条の規定は「皇室経済法」によって実質的に修正されており、有名無実化していると指摘。「8条の規定は）法律の『上位法・下位法の原則』に反するもので、早く削除し変えるべきだ。こういう改正点があることをご認識いただきたい」と強調した。

大会ではまた、自民党憲法改正推進本部長の下村博文元文科相をはじめ、中川雅治前環境相、平沢勝栄衆院議員が講話を行い、国会における憲法改正論議の前進などを訴えた。

これに先立ち、第5回となる「憲法改正川柳コンクール」の表彰式が行われ、大賞1句、佳作6句が発表された。コンクールには全日から2636句の応募があった。また、第3部として天皇陛下の御即位を祝う新しい憲法をつくる国民大会披露された宮廷雅楽

### 宮廷雅楽を披露



天皇陛下の御即位を祝う新しい憲法をつくる国民大会で披露された宮廷雅楽（加藤玲和撮影）

新しい憲法をつくる国民大会の第3部では天皇陛下の御即位を祝う宮廷「雅楽」が披露された。公演は管弦と舞楽の2部で構成。管弦では雅楽の最初に演奏し雰囲気づくりを行う「平調音取」、最も有名な中学校の音楽鑑賞の教材としても取り上げられている「越殿楽」、源義家が戦勝祈願の為に陣前に必ず演奏したという「陪臚」の全3曲が演奏された。

雅楽に舞を伴った舞楽では、中国・北齊の武将・高長恭の逸話を題材にした「蘭陵王」が披露された。金色の面に緋色の袍を着た蘭陵王による勇猛さと優雅さを兼ね備えた舞は観客を魅了し、演奏後に大きな拍手が上がった。舞楽会は参会者退出の音楽とされる「長慶子」で締めくくられた。

陛下の即位を祝し、宮廷芸術「雅楽」の実演が行われた。

世界日報5月4日2面に掲載 124%に拡大



発行所 世界日報社

本社 東京都中央区日本橋茅場町1-5-2-5階

郵便番号 103-0025

電話03 (3476) 3411

FAX03 (3476) 3426

郵便振替口座 00170-6-40890

©世界日報社 2019

# 改憲こそ新しい日本の象徴



下村博文氏

衆議院議員、自民党  
憲法改正推進本部長

新しい元号の下で新しい日本をつくっていく、その象徴が憲法改正。9日からやっと憲法審査会で議論が始まる。

自民党は四つの条文イメージ案を発表した。一つ目は9条への自衛隊明記。加憲で自衛隊を位置付けるのが私たちの案だ。二つ目は緊急事態条項。大地震などに対処するという意味で必要だ。三つ目は合区と地方自治体の在り方の問題。人口比例で議員定数を決めると、このままでは次の参

院選でさらに20県が合区対象になる。四つ目は教育。志と能力があるすべての人にチャンスを提供できるように応援する。

これから各党のいろいろな主張が出てくる。国会で議論しながら、皆さんに関心を持ってもらい、共に日本を良いものにしていく。過去の人から継承し、子や孫に責任をもってパトナタッチできるよう、皆さんと共に良い国を目指す、その象徴が憲法改正だ。

# 緊急事態に解釈対応は限界



中川雅治氏

自民・参議院行政監視  
委員長、前環境相

憲法改正は国民投票で過半数の賛成を得なければならぬので、国民の意識が本質的に重要だ。現行憲法は日本国の主権が制限された中で制定され、国民の自由な意思が十分に反映されたとはいえない。

国民の皆様は冷静に現行憲法の制定過程を振り返っていただき、自分たちの手で新しい憲法をつくり上げていくことが何よりも大事だ。また、現行憲法は元首、国防、緊急事態についての規定を持たない。日本社会や国際情勢の変化に伴い、今の憲法では対応できない状況が解釈で補おうとしても限界がある。

東日本大震災を経験して、緊急事態についての規定がない状況を放置していいのか問われている。首都直下型地震や南海トラフ巨大地震など、多くの死者や大きな被害が予想される緊急事態にどう対処すべきかという問題は、我が国最大の課題の一つだ。

# 改憲意図隠す護憲派の欺瞞



平沢勝栄氏

衆議院議員、自民改憲  
推進本部事務総長

憲法改正が遅々として進んでいないのは私たち国会議員の責任、お詫びしたい。よく護憲とか改憲とか言うが、もし護憲の意味が憲法改正は一切まかりならぬということなら、まったく頓珍漢な区分けだ。憲法改正しなくないと思ってる人がいるとは思われない。

ある護憲派の野党幹部はテレビ討論で天皇制については「民営化した方がいい」と言った。それは憲法改正しろという意味だ。そう思っているのに改正しろと言わないのは欺瞞だ。また、第24条に結婚は両性の合意にのみ基づくと書いてあるが、これは男女のことだと学んだ。

護憲派で同性婚を推進するある人に問い詰めると「そのための憲法改正ならやってもいいと思う」と語った。あまりにも勝手だ。憲法には「国会議員の総選挙」という誤りや「司法官憲」という古い言葉遣いもある。これらを変えるのは当たり前だ。



# 第50回新しい憲法を作る国民大会

## 令和の時代に新しい日本を

東京・四谷

憲法記念日の5月3日、新しい憲法を作る国民会議（＝自憲法制定国民会議・清原淳平会長）主催の「第50回新しい憲法を作る国民大会」が東京都新宿区の四谷区民ホールで開催された。



講話をする下村博文自民党憲法改正推進本部長＝5月3日、東京都新宿区の四谷区民ホール

国歌斉唱の後、第一部では改憲川柳の入選者を発表し、優秀者を壇上で表彰した。第二部では、「こうした点を、国民の皆様にご理解をいただきたい」をテーマに国会議員講話が行われた。初めに下村博文自民党憲法改正推進本部長が講演「新しい元号の下で新しい日本をつくる、その象徴が憲法改正だ」と思う。今の日本の憲法はGHQの指導で作られ、今まで72年間、改正も修正もなされてない。国民と一緒に冷静に客観的に考える必要がある。自民党には4項目の改正案があり、1つ目が自衛隊の明記、第9条自体は変えず、加憲する。2つ目は緊急事態条項で、大地震が起こっても国会が機能できるようにする。3つ目は合併解消と地方公共団体で、各都道府県から最低1人は参議院に送れるようにする。4つ目は教育充実で、すべての人に教育の

機会を与える」と、憲法改正の必要性を訴えた。次に中川雅治行政監視委員長は「憲法改正には衆参各議院で議員の3分の2以上で発議し、さ

らに国民投票で過半数の賛成を得る必要がある。憲法改正にとって、国民の意識が本質的に重要だ。平成12年に衆参両議院に憲法調査会が設置され、17年にそれぞれの調査会が調査報告書を議長に提出し、19年に憲法改正国民投票法が成立した。最近の衆参憲法審査会で議論の進展がない時期があったが、4月25日に衆議院の審査会が開かれ、5月9日に民法連から参事人を招致し、テレビ



中川雅治行政監視委員長

「皇室財産 財産規定の見直しを」と題して講話した。「憲法第8条の皇室財産では、天皇や皇族は外国の方や国民から何かをもらったり、あげたりするのには国会の議決が必要とされている。天皇皇后陛下が地方に行幸啓される時、地方の方々が何かを差し上げようとしても受けとれない。吉田茂首相は第8条を改正しようとしたが、難しいので「皇室経済法」を修正した。しかし皇室の方々は憲法をよく読んでおられるので、花束しか受け取られない」と憲法第8条の間題点を指摘した。続いて平沢勝栄自民党憲法改正推進本部事務局長が講話し、「憲法改正が遅々として進んでいないことに対して心からお詫び申し上げる。護憲派の人が天皇制は廃止した方がいいと言っているのは『護憲』ではないではないか。第24条には、結婚は両性の合意に基づくものとあり、護憲派で同性婚の合法化を主張する人は『護憲』ではない。憲法の中には言い回しが明らかにおかしい部分もあり、そういう明らかでないところは『守る』のではなく、変えていくべきだ」と語った。その後大会決議が満場一致で採択された。第三部では雅悠会による宮廷「雅楽」演奏「皇室の御代替わりを祝して」が行われ、閉会の辞と万歳三唱の後、閉会した。



発行所 宗教新聞社  
東京都新宿区新宿5-13-2  
〒160-0022  
電話 03-3353-2940(代)  
FAX 03-5363-5182  
郵便振替口座 00130-9-22704  
URL <http://www.religion-news.net>  
©宗教新聞社 2019

# 憲法改正の機運高まる

## 変化した国民の意識

### 9条改正で責任ある安保を

30年余り続いた平成時代が幕を下ろし、新しい令和の時代が始まった。その3日目に施行72年目の憲法記念日を迎えた。安倍晋三首相(自民党総裁)は

改正を批判し、夏の参院選での安倍政権打倒を訴えた。

このように、与野党の対立が9条改正をめぐる先鋭化する現実を象徴する。令和元年5月3日だが、それは一面で、憲法改正に対する機運が高まっていることを意味する。昭和時代には「タブー視」されていた憲法改正に対する意識は30年余りの平成の間に大きく変化したためだ。

しかし平成の始まりと共に急進化したソ連・東欧諸国の崩壊と東西冷戦の終結は、超大国・米国の庇護の下、軽武装で経済復興・発展を最優先するという1952年の独立以来の日本の基本路線の転換を迫るようになった。特に2001年9月の同時多発テロによって、米国の権威失墜が明らかとなり、日本では米国防を依存する異常な状態を回避しようとして、マスコミや各種団体、個人が相次いで憲法改正案を発表するようになった。05年には自民党が「新憲法草案」、民主党も「憲法提案案」を発表するまでになった。

中国、北朝鮮の脅威増す

そのような中、「戦後レジームからの脱却」を唱える安倍晋三首相は第1次政権で憲法改正に正面から取り組んだが、護憲勢力が総反発する中で辞任。その後、民主党政権への交代を挟んだ混乱期が続く中で、憲法改正の機運は一時的に衰退した。しかし、米国が世界の警察官の役割を果たせなくなる中で、中国の経済・軍事的な覇権主義や北朝鮮の核・ミサイル開発など、軍事的な脅威に効果的に対応する体制の整備は急務となっている。再登場した安倍首相による安保関連法の整備で日米同盟はより円滑に稼働するようになったが、憲法に国防条項が存在しないという独立国家として致命的な問題は残されたまま、平成が終わってしまっただけで、令和を迎え、国内的にも、国際的にも責任ある安保体制を築くため、憲法(9条)改正は避けられない課題となっている。



憲法記念日に行われた第50回「新しい憲法をつくる国民大会」の様子(3日、東京都内)(加藤玲和撮影)

正への意欲を改めて示しつつ、衆参両院の憲法審査会でしっかりと議論するよう要請した。一方、立憲民主、国民民主、共産、社民の4党党首は同日、都内で行われた護憲派の集いに勢ぞろいして、安倍首相が進める9条

◆きっかけは湾岸戦争  
その最初のきっかけは1990年8月、イラクのクウェート侵略が始まった湾岸危機と翌年の湾岸戦争だ。日本は米国の再三の要請にもかかわらず、憲法を盾に人的貢献を回避し、代わりに130億ドルの資金援助を行った。ところが、米国を中心とする多国籍軍によって解放されたクウェートが米紙に掲載した感謝広告の中に、日本の名前がなかった。衝撃を受けた自民党政府は92年に国際平和協力法を作り、PKO(国連平和維持活動)への自衛隊派遣を始めた。ただ、この時期はまだ憲法改正に対する反感は強く、93年12月、細川護国閣の防衛庁長官、中西啓介が新生党の勉強会で憲法改正の検討が必要だと発言しただけで辞任に追い込まれるような状況だった。

## 改憲派大会 宮廷雅楽を披露

### 天皇陛下の御即位祝い

憲法記念日の3日に行われた「新しい憲法をつくる国民大会」では、天皇陛下の御即位を祝う「雅楽」が披露された。雅楽は中国・朝鮮半島から伝来し、平安時代に日本独自の演奏形式に発展していった伝統音楽の一つ。

公演は管弦と舞楽の2部で構成。管弦では雅楽の最初に演奏し雰囲気づくりを行う「平

調音取」、最も有名で中学校の音楽鑑賞の教材としても取り上げられている「越殿楽」、源義家が戦勝祈願の為に出陣前に必ず演奏したという「陪臚」の全3曲が演奏された。演奏には、笙や篳篥、羯鼓、鉦鼓、龍笛などが使われ、伝統的な音色が会場に響き渡った。

舞楽に舞を伴った舞楽では、中国南北朝時代の末期に起きた北齊の武将・高長恭の逸話を題材にした「蘭陵王」が披露された。蘭陵王による勇猛さと優雅さを兼ね備えた舞は観客を魅了し、演奏後に大きな拍手が上がった。



天皇陛下の御即位を祝い、新しい憲法をつくる国民大会で披露された宮廷雅楽(3日、東京都内)

舞楽会は参会者退出の音楽とされる「長慶子」で締めくくられた。

# 改憲「関心ある」は7割

## 報道と異なる調査結果

憲法記念日に向けて、マスコミ各社が行った世論調査の結果を見ると、憲法改正について、読者では「改正する方がよい」が50%（18年は51%）、「改正しない方がよい」が46%（同46%）と賛成派が反対派を上回った。一方、朝日では「必要がある」は38%にとどまり、「必要はない」が47%。また、安倍政権のもとでの「改正」に賛成36%、反対52%となった。毎日では「安倍政権の

細な内容を見ると別の事情が浮かび上がる。憲法改正について「（ある程度）関心がある」が7割を超え（71%）っており、改正が「どちらかといえば必要」も63%に達し、「どちらかといえれば」必要ないは36%にすぎない。

また、首相9条改正案への賛成は報道通り40%にとどまるが、首相案より根本的な改正案である「2項を

憲法記念日の3日、新しい憲法をつくる国民会議（＝自主憲法制定国民会議）は都内で、第50回「新しい憲法をつくる国民大会」を開催した。以下は大会で登壇した下村博文・自民党憲法改正推進本部長と中川雅治前環境相、平沢勝栄・自民党憲法改正推進本部長の講演要旨。

現行憲法の制定過程を繰り返していき、自分たちの手で新しい憲法をつくり上げていこうという国民の総意をつくるのが何よりも大事だ。また、現行憲法は元首、国防、緊急事態についての規定を持たない。日本社会や国際情勢の変化に伴い、今の憲法では対応できない状況を解

東日本大震災を経験して、緊急事態についての規定がない状況を放置してよいのか問われている。首都直下型地震や南海トラフ巨大地震など、多くの死者や甚大な被害が予想される緊急事態にどう対処すべきかということは、我が国最大の課題の一つだ。

### 改憲こそ新しい日本の象徴



新しい元号の下で新しい日本をつくっていく、その象徴が憲法改正。9日から

やと憲法審査会で議論が始まる。自民党は四つの条文イメージ案を発表したい。一つ目は9条への自衛隊明記。加憲で自衛隊を位置付けるのが私たちの案だ。二つ目は緊急事態条項。大地震などに対処するといふ意味で必要だ。三つ目は合区と地方自治体の在り方の問題。人口比例

議員定数を決めると、このままでは次の参院選でさらに20県が合区対象になる。四つ目は教育。志と能力があるすべての人にチャンスを提供できるような応援する。

憲法改正は国民投票で過半数の賛成を得なければならぬので、国民の意識が本質的に重要だ。現行憲法は日本国の主権が制限された中で制定され、国民の自由な意思が十分に反映されたとはいえない。国民の皆様は冷静

### 緊急事態に解釈対応は限界



憲法改正は国民投票で過半数の賛成を得なければならぬので、国民の意識が本質的に重要だ。現行憲法は日本国の主権が制限された中で制定され、国民の自由な意思が十分に反映されたとはいえない。国民の皆様は冷静

憲法改正は国民投票で過半数の賛成を得なければならぬので、国民の意識が本質的に重要だ。現行憲法は日本国の主権が制限された中で制定され、国民の自由な意思が十分に反映されたとはいえない。国民の皆様は冷静

### 改憲意図隠す護憲派の欺瞞



憲法改正が遅々として進んでいないのは私たちが国会議員の責任、お詫びした

よく護憲とか改憲とか言うが、もし護憲の意味が憲法改正は一切まかりならぬということなら、まったく頓珍漢な区分けだ。憲法改正は思っている人がいるとは思われない。ある護憲派の野党幹部はテレビ討

論で天皇制については「民営化した方がいい」と言った。それは憲法改正しろという意味だ。そう思っているのに改正しろと言わないのは欺瞞だ。また、第24条に結婚は両性の合意にのみ基づくと書いているが、これは男女のことだと学んだ。

護憲派で同性婚を推進するある人に問い詰ると「そのための憲法改正ならやってもいいと思う」と語った。あまりにも勝手だ。憲法には「国会議員の総選挙」という誤りや「司法官憲」という古い言葉遣いもある。これらを変えるのは当たり前だ。

## 「沖縄から改憲の狼煙を」

### 改憲集会、沖縄でも開催

「新しい憲法をつくる沖縄県民の集い」（主催・自主憲法制定沖縄県民会議＝西田健次郎会長）が3日、那覇市で開かれ、約100人の参加者は、国会において一日も早い憲法改正の発議をするよう求める決議を全会一致で採択した。

集いでは、「亥年政局と憲法改正」と題して政治評論家の高橋利行氏が講演。国際情勢はますます険しくなり、憲法改正は間違いな

く行われると前置きした上で、「自衛隊をはっきり位置付けることが大事だ」と強調。野党は党利党略を超えて憲法改正論議に応じるべきだと訴えた。また、歴史的かつ地政学的観点から「沖縄県民は政府に物を申す資格があり、沖縄から憲法改正ののろしを上げるべきだ」と呼び掛けた。

来賓あいさつで宮崎政久衆院議員（自民）は、日本国憲法が制定された当時、沖縄、奄美、小笠原は議会に代表者を送っていないことを理由に、「憲法を変える必要がある」と主張。國場幸之助衆院議員（自民）は、国民の世論を喚起することが憲法改正の上で最も大切だと強調した。

大会決議では、国際情勢が激動している中、「国民の生命と財産を守るための緊急事態条項は不可欠」と指摘。「国民を守るために生命をかける」自衛隊が憲法違反だといわれる状況は早急に改正すべきだ」と訴えた。



改憲の必要性を訴える高橋利行氏（3日、那覇市の沖縄県立博物館・美術館（豊田剛撮影））



令和元年 5月13日  
 第3446号  
 発行所 神社新報社  
<https://www.jinja.co.jp/>  
 〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-1-2  
 電話 03-3379-8211 (編輯)  
 03-3379-8212 (総務)  
 F A X 03-3379-8213  
 定価 1年間7,200円(税・送料込み)  
 月4回毎週月曜日発行  
 郵便振替 00160-7-196788

宝暦2679年 / 西暦2019年

神社新報5月13日2面に掲載 112%に拡大

# 時代に即応しない憲法 早期改正を目指し決議

「新しい憲法をつくる国民会議(自主憲法制定国民会議)」(清原淳平会長)主催の第五十回「新しい憲法をつくる国民大会」が五月三日午後、東京・新宿区の四谷区民ホールで開催され、約四百五十人が参加した。

清原会長は「現行憲法第八条『皇室財産』規定の見直しを」と題して講話をおこなった。皇室の財産授受については国会の議決に基づかなければならないとする憲法第八條を解説した上で、「財産」かどうかは個人的に認識の差異もあり判断がむづかしいことと言及。各地の行幸啓などの際にも憲法違反にならぬやう、地元住民からの献上品は宮内庁職員が断つてゐることを説明した。

また憲法制定時におけるGHQのマップカーサーや極東委員会の要求などにも触れつつ、第八條の規定は天皇・皇室に対する「懲罰的規定」であることを詳述。この規定による支障を、皇室経済法の改正で対処したことに対し、「下位の法(皇室経済法)で上位の法(憲法)に書かれてゐる事項を変へてゐることになり、法秩序を崩壊させてしまふ」と危機感を示した。

また国会議員講話と題し「こうした点を、国民の皆様へ、ご理解をいただきたい!」を主題に三



氏が登壇。元文部科学大臣で自由民主党憲法改正推進本部長を務める下村博文衆議院議員、前環境大臣の中川雅治参議院議員、自民党憲法改正推進本部事務総長を務める平

沢勝衆議院議員が講話をおこなった。

下村議員は世界百九十六カ国に憲法が存在するなかで、一度も修正してゐないのは日本だけであることに触れつつ、自民党の改憲四項目について

改めて解説。国会で議論をしながら、日本をよりよい国にしていく必要性を語った。

中川議員は憲法調査会、またそれを引き継ぐ憲法審査会などこれまで

の流れを振り返りつつ、なぜ憲法改正をおこなはなければならないかを、草案や形式などさまざまな角度から提示。国民的議論を沸き起こしていく重要性を述べた。

平沢議員は、「護憲派」でも憲法の記述に疑問を持つてゐる人がゐることや憲法には時代に即してゐない言葉遣ひが散見されることと言及。「改憲四項目はたまたま、ここから香が、さまざまな意見を出してまづ議論の土俵にあがってほしい」と訴へかけた。

大会決議では「時代に即応しない現行憲法の条文」の早期改正を訴へつ

つ、第九條の骨子は「独立主権国家の体裁ではない」ことを示した上で憲法学者の多くが自衛隊を第九條違反だと唱へてゐることに疑義を呈し「国防軍」と改めるべきであることを主張。また懲罰的に置かれた第八條の規定を改めるべきことも訴へかけ、満場一致で採択された。

大会ではこののち御代替りを祝して、雅悠会による宮廷雅楽の実演があり、管弦「平調音取」「越殿楽」「附臚」、舞楽「關陵王」「長慶子」が披露された。また大会冒頭では同会議が募集した「第五回憲法改正川柳コンクール」の入選者発表も実施。全国から応募のあった約二千六百句の中から

大賞「しまった」では済まぬ審議を与野党で!」以下、佳作六点が紹介されたほか、受賞者代表に清原会長が表彰状を手渡した。



改憲の必要性を訴える高橋利行氏=3日、那覇市の沖縄県立博物館美術館(豊田剛撮影)

## 改憲集会、沖縄でも開催

### 「沖縄から改憲の狼煙を」

「新しい憲法をつくる沖縄県民の集い(主催・自主憲法制定沖縄県民会議)西田健次郎会長)が3日、那覇市で開かれ、約100人の参加者は、国会において一日も早い憲法改正の決議をすよう求める決議を全会一致で採択した。

集いでは、「亥年政局と憲法改正」と題して政治評論家の高橋利行氏が講演。国際情勢はますます険しくなり、憲法改正は間違いないと行われると前置きしたうえで、「自衛隊をはっきり位置付けることが大事だ」と強調。野党は党利党略を超えて憲法改正論議に応じることが必要だと訴えた。また、歴史的かつ地政学的観点から「沖縄県民は政府に物を申す資格があり、沖縄から憲法改正ののろしを上げるべきだ」と呼び掛けた。

来賓あいさつで宮崎政久衆議院議員(自民)は、日本国憲法が制定される当時、沖縄、奄美、小笠原は議会に代表者を送っていないことを理由に、「憲法を変えなければならない」と主張。國場幸之助衆議院議員(自民)は、国民の世論を喚起することが憲法改正の上で最も大切だと強調した。

大会決議では、国際情勢が激動している中、自然災害の多い日本が行政機関の機能不全に陥る可能性がある緊急事態において「国民の生命と財産を守るための緊急事態条項は不可欠」と指摘。「国民を守るために生命をかける」自衛隊が憲法違反だといわれる状況は早急に改正すべきだ」と訴えた。

# Viewpoint

June 6 2019

昇龍道ドラゴンルート 多田空仁彦

北海道・北東北の縄文遺跡群 大島直行

古典で読む神仏習合史 梶謙治

山田寛の国際リーダー SNSのついでに少女たちの運動が広がる

トランプ政権の行方と日本の戦略 渡部恒雄

韓国・文政権 親北側近が反日を主導

国益ネット放送局「パトリオットTV」 対談 遠藤誉/田村重信

「一带一路」協力姿勢に警鐘

菅官房長官 VS 東京新聞記者 安積明子

ビル・ガーツの眼 中国、海上コンテナ・ミサイル開発

平成から令和 対談 小堀桂一郎/ペマ・ギヤルポ

皇室の弥栄を寿ぐ



## ◆ 新しい憲法をつくる国民大会 改憲論議の前進を訴え

憲法記念日の3日、改憲派の新しい憲法をつくる国民会議(「自主憲法制定国民会議」)は都内で、第50回「新しい憲法をつくる国民大会」を開催した。

大会は、①時代に即応しない現行憲法の条文は早く改める②第9条は独立国家の体裁でなく、今こそ改正し(自衛隊を)国防軍と改める――

清原淳平会長は特に、あいさつの中で、皇室の財産授受に国会の議決が必要と定める憲法8条の改正を訴えた。

清原氏はその理由として、「財産」の定義が難しいことに加え、8条が天皇・皇室に対する懲罰規定の性格を持つていることを挙げた。

これは、マッカーサー元帥が天皇制を存続させる一方で、天皇制廃止を強行に主張する米国外の「極東委員会」の諸国に配慮し、天皇制を支える貴族制の廃止、直系外の皇族排除、皇室資産の没収・占領下政府への移行など、徹底した皇室への制約を科する一環として8条の制約規定を置いたためだという。

## ◆ 憲法改正問題 ◆



第50回「新しい憲法をつくる国民大会」でありつづける清原淳平会長(3日、都内(加藤玲和撮影))

国民の皆様は冷静に現行憲法の制定過程を振り返っていただき、自分たちの手で新しい憲法をつくり上げていくという国民の総意をつくること

が何よりも大事だ。

また、現行憲法は元首、国防、緊急事態についての規定を持たない。日本社会や国際情勢の変化に伴い、今の憲法では対応できない状況を

うが、もし護憲の意味が憲法改正は一切まかりならぬということなら、まったく頓珍漢な区分けだ。憲法改正しなくてはいいと思っている人がいるとは思わない。

東日本大震災を経験して、緊急事態についての規定がない状況を放置してよいのか問われている。首都直下型地震や南海トラフ巨大地震など、多くの死者や甚大な被害が予想される緊急事態にどう対処すべきかということは、我が国最大の課題の一つだ。

### 改憲意図隠す護憲派の欺瞞

平沢勝栄



憲法改正が遅々として進んでいないのは私たち国会議員の責任、お詫

「国会議員の総選挙」という誤りや「司法官憲」という古い言葉遣いもある。これらを変えるのは当たり前だ。

さらに清原氏は、8条の規定は「皇室経済法」によって実質的に修正されており、有名無実化していると指摘。「8条の規定は」法律の「上位法・下位法の原則」に反するもので、早く削除し変えるべきだ。こういう改正点があることを認識いただきたい」と強調した。

大会ではまた、自民党憲法改正推進本部長の下村博文元文科相をはじめ、中川雅治前環境相、平沢勝栄衆議院議員が講話を行い、国会における憲法改正論議の前進などを訴えた。

中川雅治 憲法改正は国民の意識が本質的に重要だ。現行憲法は日本国の主権が制限された中で制定され、国民の自由な意思が十分に反映されたとは言えない。

緊急事態に解釈対応は限界

中川雅治 憲法改正は国民の意識が本質的に重要だ。現行憲法は日本国の主権が制限された中で制定され、国民の自由な意思が十分に反映されたとは言えない。

下村博文 憲法改正推進本部(衆議院議員、自民党憲法改正推進部長) 9日からやつと憲法審査会で議論が始まる。

緊急事態に解釈対応は限界 中川雅治 憲法改正は国民の意識が本質的に重要だ。現行憲法は日本国の主権が制限された中で制定され、国民の自由な意思が十分に反映されたとは言えない。



改憲の必要性を訴える高橋利行氏=3日、那覇市の沖縄県立博物館・美術館(豊田剛撮影)

# ◆改憲集会、沖縄でも開催 「沖縄から改憲の狼煙を」

「新しい憲法をつくる沖縄県民の集い」主催・自主憲法制定沖縄県民会議(西田健次郎会長)が3日、那覇市で開かれ、約100人の参加者は、国会において一日も早い憲法改正の発議を求めようとする決議を全会一致で採択した。

集いでは、「亥年政局と憲法改正」と題して政治評論家の高橋利行氏が講演。国際情勢はますます険しくなり、憲法改正は間違いないと行われると前置きしたうえで、「自衛隊をはっきり位置付けることが大事だ」と強調。野党は党利党略を超えて憲法改正議論に込めるべきだと訴えた。また、歴史的かつ地政学的観点から「沖縄県民は政府に物を申す資格があり、沖縄から憲法改正ののろしを上げるべきだ」と呼び掛けた。

来賓あいさつで宮崎政久衆院議員(自民)は、日本国憲法が制定される当時、沖縄、奄美、小笠原は議院に代表者を送っていないことを理由に、「憲法を変える必要がある」と主張。國場幸之助衆院議員(自民)は、国民の世論を喚起することが憲法改正の上で最も大切だと強調した。

# 天皇陛下の御即位祝い宮廷雅楽



天皇陛下の御即位を祝い新しい憲法をつくる会で披露された宮廷雅楽=3日、都内(加藤玲和撮影)

新しい憲法をつくる国民大会の第3部では天皇陛下の御即位を祝う宮廷「雅楽」が披露された。

公演は管弦と舞楽の2部で構成。管弦では雅楽の最初に演奏し雰囲気づくりを行う「平調音取」、最も有名で中学校の音楽鑑賞の教材としても取り上げられている「越殿楽」、源義家が戦勝祈願の為に陣前に必ず演奏したという「陪臚」の全3曲が演奏された。

# 世界の国を讀む



高橋利行 政治評論家

# ポスト安倍で急浮上、菅義偉は何を決断したのか

「アナと雪の女王」(2013年)や「ズートピア」(2016年)と、ウォルト・ディズニーの映画はどれも面白いし人気も高い。思えば、戦後、日本人がアメリカ映画に魅せられた嚆矢は「砂漠は生きていく」(1953年)だったのではなかったか。アメリカ西部の砂漠で、したたかに生き抜いている動物たちの生態を描いたドキュメンタリー映画であった。

「アナと雪の女王」(2013年)や「ズートピア」(2016年)と、ウォルト・ディズニーの映画はどれも面白いし人気も高い。思えば、戦後、日本人がアメリカ映画に魅せられた嚆矢は「砂漠は生きていく」(1953年)だったのではなかったか。アメリカ西部の砂漠で、したたかに生き抜いている動物たちの生態を描いたドキュメンタリー映画であった。

そこに降って湧いたように「菅義偉(官房長官)」という曲球が投げ込まれた。投げ込まれて初めて世間は気が付いた。「確かにあれがいた」。もともと放り込んだのが、老練さを絵で描いたような二階俊博(自民党幹事長)だから誰も首を捻る。ついこの間、「安倍4選あるある」に言及した御仁だからである。

弘政権で官房長官を務め「カミソリ」と怖れられた後藤田正晴(元副総理)も斯くやと思わせる。官僚たちに眼みを利用させ、「安倍政権ではなく菅政権だよ」とやっかみ交じりの声が聞かれるほどである。

「人材」には目がなかった田中角栄(元宰相)は、選挙に当選しやすくない「菅義偉」に目を付けていたに違いない。秋田から「集団就職列車」で上京し小此木彦三郎(元建設大臣)の秘書から申し上った。世襲ばかりの水田町には珍しく「ドラマ」を持つ。慕って来る議員も三、四十人規模だと言われる。田中角栄を師と仰ぐ二階俊博が目を付けたのは自然のことだろう。

だが、何とか「菅義偉」を宰相から引き離そうと腐心していたのは「安倍降ろし」に老いの執念を燃やしていた村上正邦(元参院自民党議員会長)であった。いま体調を崩している村上正邦は何度か二階俊博と菅義偉に手を組ませようとした。その都度、菅義偉はするりと体を躲してきた。

山下元利(元防衛庁長官)であった。細川は言うに及ばない。山下元利の方は京都一中を中退、弟妹を養いながら「専横」に合格、東京大学から大蔵省に進み、宰相・鳩山一郎の秘書官を経て政界入りした。目を付けた田中角栄は「宰相になる気なら、

あーあ、キミはな、広い応接間を造れ」と申し渡した。同志が一堂に会することのできる応接間が必要という理屈である。言いつけを守った山下は自宅を改装した時に広い応接間を造っている。

周囲から「次は間違いない」と持ち掛けられても「まったく考えていない」と素っ気ない。それが微妙に変わった。今月中旬に、二階俊博と二人だけで密談をしている。「反安倍」の論調で知られている月刊誌「月刊日本」が5月下旬に開催するパーティーの発起人にも初めて名前を連ねた。二階俊博も、菅義偉の後見役として知られる大物経済人も出席するという。ポスト安倍を見据えた、虚々実々の駆け引きが動き始めたのである。

## 専門紙・専門誌の当国民大会の掲載記事

——無料転載の許可を下された各紙・誌——

### ■専門紙・専門誌■

世界日報	5月4日(土)	日刊紙	2面	.....	P2-3
思想新聞	6月1日(土)	毎月2回刊	3面	.....	P4
宗教新聞	5月10日(金)	毎月2回刊	7面	.....	P5
Sunday世界日報	5月12日(日)	毎週日曜	2面-3面	.....	P6-7
神社新報	5月13日(月)	毎月4回刊	2面	.....	P8

### <沖縄大会>

世界日報	5月4日(土)	日刊紙	2面	.....	P8
------	---------	-----	----	-------	----

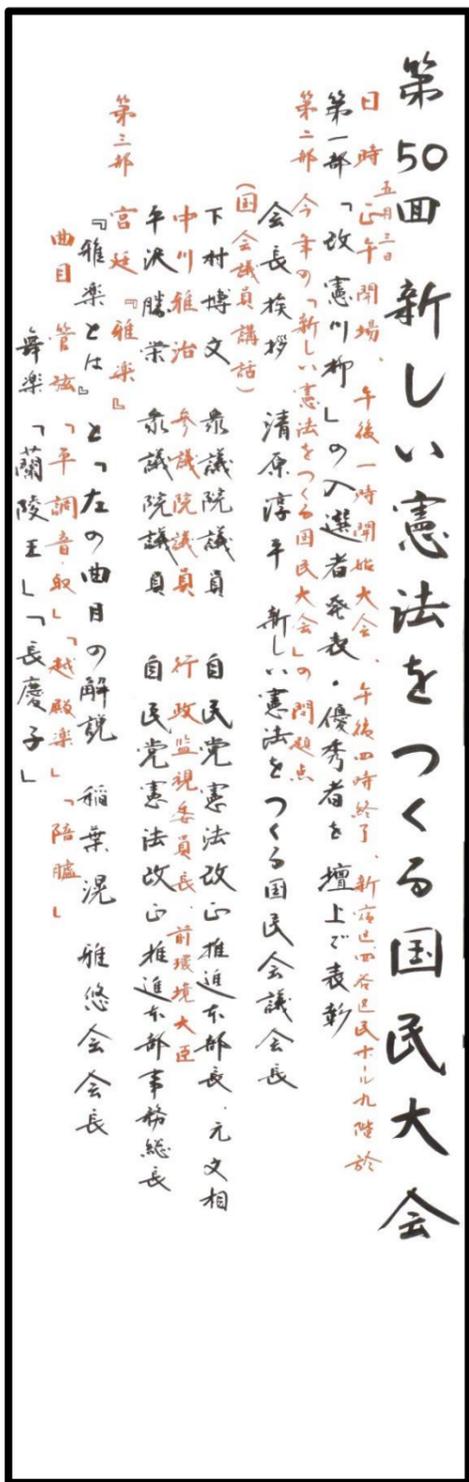
### ■月刊誌■

VIEWPOINT	6月号	p17-19	.....	P9-10
-----------	-----	--------	-------	-------

## テレビ

### TBS News 23

講話の様や、その後、下村議員に記者がインタビューする様子が、数分間放映された。



△ 新宿区の四谷区民ホール正面入口には、筆書きした大看板が設置された。



△ 舞台上で、横幕、垂れ幕、机、椅子などの準備を進める大会実行委員。すべてが手作りの大会だ。



△ 午前10時、ロビーで各担当部署の打ち合わせをする大会実行委員の皆さん。こうして裏方を務めて下さる同志によって、当国民大会は成り立っている。



△ 受付風景 開会前から、参加者が続々と来て下さり、受付で記帳下さる。お若い方も多い。

# 「改憲川柳」 講評

清原淳平 会長

「改憲川柳」 選考委員・最終選考判断



当団体の、「改憲川柳」の全国公募は、今年で5年目になります。今年もテーマを絞ったのですが、それでも、北は北海道から南は沖縄県まで、全国の都道府県から2636句もの、応募をいただきました。そこで、内部に選考委員会を設け、厳正審査した結果、入選作209句を選び、それは、お手許に配付してある小冊子『第5回憲法改正・川柳コンクール入選句集』に収録してあるので、ご覧下さい。そして、その中からさらに、入賞作として、大賞1、佳作6の計7句を選び、それを、壇上に、横幕と垂れ幕に墨書して掲げ、ここに、表彰申し上げます。赤リボンがついているのが大賞です。その他の6句が佳作であります。

まず横幕の「皇室と国民栄える 改憲へ!」は静岡の方の作

品。この句は川柳としては素直な綺麗な句ですが、今年は、生前御退位に続く天皇陛下の御即位という慶びの年にふさわしい句なので、横幕に掲げました。

次に、今年いただいた川柳全体を見ると、一昨年、昨年続き、日本がこのままでは、外国からの侵略に遭うのではないかと危惧する句が過半数を越えていたので、7句中の4句はそうした安全保障面の句としました。

まず、会場の皆さまから見て、一番右側の句から見てゆきましょう。すなわち「救助に来る 感謝の自衛隊 違憲なの?」は、大阪在住の方の作品です。この句を佳作としたのは、一昨年、国会が、憲法学者3名を招いて意見を聞いたところ、3名とも、自衛隊の存在は憲法に明文の規定がないから違憲であると言

い、その後、広く憲法学者にアンケート調査してみても、違憲と応える学者が圧倒的に多かったという事実があります。この句は、そのことに驚き、心配しているわけで、これを不思議に思う国民の声として、よく出来た句です。

その次の「**自衛隊 違憲のままじゃ いかんぞな!**」の句。これは埼玉県の方の句です。江戸初期に芭蕉に始まる俳諧は文語調ですが、江戸中期に始まる庶民の川柳は口語調でよいとされます。この句は、その口語調を実にうまく使っています。それが川柳の面白いところです。

次に、右から3本目、「**じわじわと 来る侵略を 断つ改憲!**」は、徳島県在住の方の句です。この句も、国民の皆さまの、日本が外国から侵略されるのではないか、という心配を良く現した句ですネ。

そして右から4本目、「**しまったでは 済まぬ審議を 与野党で!**」これは、熊本県在住の方の句です。この句は、前の3つの句を受けて、その解決策を挙げて下さっている。つまり、日本のこうした事態に対して、国会議員の先生方、あとで後悔し

ても遅いのですから、与野党の垣根を越えて、早く国会審議に入って下さい、と言っているわけであります。これは、江戸時代から、機知を感じさせ時勢を風刺し揶揄もするという庶民の文化としての「川柳」の妙味を出した句として、今年の大賞といたしました。

次は、「**天皇に 基本的人権 あるのかな?**」この句は山梨県の方の作品です。一昨年、天皇陛下が御高齢なので退位したいというお言葉を述べられた際、それは、内閣の助言と承認を得ていないから許されないとか、天皇のお言葉は政治的発言で憲法上許されない、とかいろいろと報道されました。その時、国民は、天皇や皇室は、われわれ国民と同じ基本的人権がないのではないか、という声が挙がっていました。この句は、その国民の不審感・疑問を素直に表現した作品です。そして、最後に「**改憲は 一人ひとりが みな主役!**」の句は、静岡県在住の方の句で、憲法第96条〔改正手続要件〕により、憲法改正は最終的には、国民投票によって採否が決まることを、端的に国民に喚起した句として、最後の締めくくりとして、掲げました。応募者の方々、素晴らしい作品、ありがとうございました。





## 賞状授与式

「自衛隊 違憲のままじゃ いかんぞな！」で佳作を受賞されたペンネーム、一国民様（埼玉県）へ、賞状を授与する高橋洋一選考委員（新しい憲法をつくる国民会議理事）。さらに、賞金5千円、清原会長の著書2冊「岸信介元総理の志 憲法改正」と「国民投票のための憲法改正学」もあわせて手渡された。

## 大賞

賞金三万円十清原淳平会長編著の書籍二冊

「岸信介元総理の志 憲法改正」「国民投票のための憲法改正学」

「しまった」では済まぬ審議を 与野党で！

まっさん様（熊本県）

## 佳作

図書カード五千円十清原淳平会長編著の書籍二冊

「岸信介元総理の志 憲法改正」「国民投票のための憲法改正学」

救助に来る 感謝の自衛隊 違憲なの？

場亭涯様（大阪府）

自衛隊 違憲のままじゃ いかんぞな！

一国民様（埼玉県）

じわじわと 来る侵略を 断つ改憲！

マサノリ様（徳島県）

皇室と 国民栄える 改憲へ！

こでまり様（静岡県）

天皇に 基本的人権 あるのかな？

カムイみさか様（山梨県）

改憲は 一人ひとりが みな主役！

わんわん様（静岡県）



## 会長挨拶

現行憲法第八条「皇室財産」規定の見直しを！

# 清原淳平会長

新しい憲法をつくる国民会議・会長

まず、最初に、生前御退位に続く、新天皇陛下の御即位を、謹んで御慶び申し上げます。そこで、今年の国民大会は、例年の全国公募の「改憲川柳」の発表、有力国会議員の御信念の披瀝に加えて、天皇陛下の御即位をお慶び申し上げて、宮廷雅楽の実演、という3部構成といたしました。さて、私は、その年々、今の憲法のどこにどのような問題があるかを採り上げ御説明しておりますが、今年は、御世代わりの年でもあり、「第1章天皇」の章の中の「第8条〔皇室財産の授受には国会の議決が必要〕」の法文を採り上げ、改正すべきことを論証したいと思っております。条文を掲げると、「第8条 皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が、財産を譲り受け、若しくは賜与することは、国会の議決に基づかなければならない。」とあります。活字になっていると良いと思うでしょうが問題がある。まず第一の問題は、この条文の「財産」にあります。辞書で一般に、「財産とは、広く有形・無形の金銭的・経済的な価値を有するものの総称」とされます。しかし、金銭的・経済的価値といっても個人的認識の差があり、その判断がむずかしい。一々国会の議決が必要とあるため、天皇はじめ皇室は国民との間での、御下賜品、あるいは献上品に、大層神経を使っておられ、財産と

見られないように小さな花束ぐらいしかお受け取りにならないようにしておられる、という問題です。第2の問題として、ではなぜ、この第8条〔皇室財産授受制約〕の条文ができたのか？ それは、「日本国憲法」を創った連合国軍総司令官マッカーサー将軍が置いた懲罰的規定です。しかし、マッカーサー将軍を批判攻撃すべきではない。当時、主たる戦勝国のアメリカ、イギリス、中華民国、オーストラリア、ソ連、の各国政府は、日本を統治するための機関として極東委員会を創ったが、その極東委員会は強硬に天皇制廃止を唱えていた。しかし、実際に日本を占領し統治していたマッカーサー将軍は、極東委員会が日本統治に関与することを執拗に断っている。なぜか、昔から日本を研究し、実際に日本と戦ったマッカーサー将軍は、もし天皇制を廃止すれば、日本は女性や子供まで抵抗し、自分の日本統治は成功しないので、天皇制を残し、かつ国会や内閣・裁判所も残して、その上に立っての「間接統治方式」がよいと考えていたからである。ただし、「極東委員会」の意向も入れ、天皇制を支える貴族・華族制を廃止し、皇室の資産を没収ないし占領下政府へ移すなど、皇室へ徹底した制約を科した。その一つがこの第8条なのです。だが、サ

その度ごとに国会の議決を経なくとも、皇室財産を譲り渡し、若しくは賜与することができる。」とし、その2号に「外国交際のための儀礼上の贈答に係る場合」等々（他の号は省略）を掲げた。しかし、これは、法制度の原則「上位法・下位法の原則」に反する大問題である。けだし、いま国内法だけでみると、法制度は憲法を頂点として、次に国会が制定する法律があり、その下に政府がつくる政令があり、その下に地方自治体がつくる条例があり、下の法は上の法を侵せないのが原則だからです。したがって、この皇室経済法は憲法8条と全く反対のことを書いているので違憲である。御皇室は今もこの憲法第8条も守ろうとしておられ、御苦労されているので、この憲法第8条は早急に改めるべきである。

ンフランシスコ条約により、ともかく独立してからの日本政府は、この規定に困った。なぜなら占領下では日本に外交権がなく、外国の大使館・公使館など閉鎖されていたのでよいが、独立を取り戻すと、諸外国から大使・公使が信任状奉呈にこられ、その折、儀礼として高価な品物の奉呈があり、天皇もそれなりの高価品をお返しするが、一々国会の議決を得るのは不可能である。そこで、当時の吉田茂内閣では、この憲法「第8条〔皇室財産授受の国会議決の必要〕」の憲法改正を考えたが、保革伯仲の時代で「憲法第96条の衆参各議院の総議員の3分の2以上の賛成」という改正条件の見込みもないので、吉田内閣は、便法を考えた。すなわち、憲法の下位の「皇室経済法」の方を改正し、新たに2項を置き「左の各号に該当する場合は、

令和元年五月三日用 自主憲法第2447号 第五〇回・国民大会資料  
 法清原淳平△△長官の講話資料

まず最初に、天皇陛下の御退位に続く新天皇の御即位を、謹んで御慶び申し上げます。  
 毎年、現行憲法の問題箇所を解説している。今年も、憲法第八条〔皇室の財産授受〕

「第八条 〔皇室の財産授受〕の見直し」

現憲法の条文

第八条 〔皇室の財産授受〕

皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が、財産を譲り受け、若しくは賜与することは、国会の議決に基かなければならない。

① 天皇が皇居を出られて外出されることを「行幸」、天皇外の皇族の外出を「行啓」とし、天皇と皇后が御一緒に外出される場合を「行幸啓」、「行幸」が複数にわたる時「巡幸」。

② 主たる行幸啓 ○全国戦没者追悼式、○日本学士院授賞式、○日本芸術院授賞式  
 三大地方行幸啓 ○全国植樹祭、○国民体育大会、○全国豊かな海づくり大会

▽第八条の問題点その一 「財産」かどうかの判断のむずかしさ

③ 「財産」とは一般的辞書では「個人または集団の所有する経済的価値があるものの総称」

法学辞典などでも、「広く有形・無形の金銭的価値を有するものの総称」

「金銭的価値」があるかどうかは、個人的認識の差異もあり、判断がむずかしい。

④ 各地方行幸啓の場合も、陛下は、財産と見なされる物品を受けられないのが原則。

大震災・大津波・大水害・土石流などの被災地を廻られても、小さな花束なら受けられる。

被災地はともかく、植樹祭、体育大会、海づくり大会に「行幸」「行幸啓」される場合、

その地方・地域の住民は、盆栽などその土地の名産品を献上したいと申し出るが、宮内庁の職員がそれをお断りするのが普通である。憲法違反と言われるのを恐れておられる。

⑤ 何故か、いわゆる明治憲法下と異なり、新憲法下の皇室は、下賜すべき資産も有しない

し、具体的には右の第八条〔皇室の財産授受に国会の議決が必要〕という制約があるので

天皇・皇后はじめ皇室は、行幸、行幸啓、行啓、巡幸された場合、お手を振られ、時には、

膝をつかれてお言葉を掛けられ、また小さな花束を受け取られることしか、おできにならない。天皇・皇后はじめ皇室の御努力は誠に涙ぐましいものがある。

▽第八条の問題点その二 この第八条の規定は、天皇・皇室に対する懲罰的規定である

⑥ なぜ、こうした事態になったのか、なぜ、この憲法第八条の制約規定ができたのか？それは、日本が第二次世界大戦に敗戦・降伏し、日本を占領・統治するためマッカーサー将軍が連合国軍総司令官として、日本統治に当たり、今の「日本国憲法」を制定させた結果である。

⑦ しかし、マッカーサー将軍を批判攻撃するだけではいけない。なぜなら、日本は降伏するにあたり、天皇制だけは存続してほしいと連合国に嘆願している。しかし、日本と戦った主な戦勝国、すなわち、米国、英国、中華民国、オーストラリア、ソ連の政府は、日本を統治するため、その政府を代表する「極東委員会」を構成したが、米国を除くその他の国は強硬に天皇制廃止を主張していた。

⑧ マッカーサー将軍は、自分の日本占領統治に「極東委員会」が介入することを断った。もし天皇制を廃止すれば、日本は女子供まで戦うだろう。それより、天皇制を残し、占領下に日本の政府、国会、裁判所を残し、自分がその上に立つて間接統治をする方が、自分の日本統治は成功すると思ったからだと思う。このマッカーサー方式は成功した。

⑨ ただ、前記「極東委員会」の天皇制廃止要求は強硬だったので、マッカーサーは連合国軍総司令部命令として、天皇制を支える貴族制を廃止し、皇族も直系外は皇族から排除し、皇室の資産を没収ないし占領下政府へ移すなど、徹底した制約を科した。その一環として新憲法にこの第八条（皇室財産）の制約規定を置いたのである。

⑩ この第八条の規定には、日本政府もあとで困った。というのは、占領下では、日本に外交権はなく、外国にある日本の公館（大使館・公使館・領事館）は閉鎖され、占領下に外国の公館も必要なかったが、昭和二十六年のサンフランシスコ講和条約が発効した二十七年四月二十八日以降、外国の大使・公使らが天皇に信任状を奉呈しに来られ、その際に、その国の高価な芸術品等を献上する。天皇も相応の返礼品を差し上げなければならぬ。それを、いちいち国会の承認を受けることは、手続的に大へんな作業である。

⑪ 当時の吉田茂内閣および与党の自由党は、この第八条の廃止乃至改正を考えたが、保革伯仲時代で、憲法第九十六条（改正手続要件）の衆参各議院の総議員の三分の二の見込み

3

4

も立たないので、政府は止むなく、憲法の下位にある「皇室経済法」を改正して対処した。すなわち、憲法八条と同じ内容の「皇室経済法」第一条を削除し、次の第二条を置いた。

第二条（国会の個別的議決不要の財産授受）

左の各号の一に該当する場合には、その度ごとに国会の議決を経なくても、皇室の財産を譲り渡し、若しくは賜与することができる。

- 一、相当の対価による売買等通常の私的経済行為に係る場合
- 二、外国交際のための儀礼上の贈答に係る場合
- 三、公共のためにする遺贈又は遺産の賜与に係る場合
- 四、前各号に掲げる場合を除く外、毎年四月一日から翌年三月三十一日までの期間内に、皇室がなす賜与又は譲受に係る財産の価値が、別に法律で定める一定価格に達するに至るまでの場合

第三条（皇室費用の種類） 予算に計上する皇室の費用は、これを内廷費、宮廷費及び皇族費とする。（以下の各条項略）

皆さんの中には、憲法第八条がおかしくても、この「皇室経済法」があるから、いいじゃないか、と言われる方がいるかもしれない。しかし、法制度上、それは許されない。▽第八条の問題点その三 第八条（皇室財産授受）を、この「皇室経済法」改正で対処したことは「上位法・下位法の原則」違反であり、憲法違反である。

⑫ 法体系には「上位法・下位法の原則」がある。いま、日本が批准した国際法を脇において、国内法だけを見ると、国の基本法である「憲法」が上位で、その下に国会がつくる「法律」があり、その下に政府がつくる「政令」があり、その下に都道府県など地方自治体がつくる「条例」があるという仕組みである。

つまり、それは、下位の法は、上位の法に逆らえない。逆に言えば、上位の法の許す範囲内では、下位の法はつくれない、という原則である。もしこれに逆らえば、下位の法で、上位の憲法に書かれた事項を、いくらでも変えられることになり、法秩序は崩壊する。これまで述べた憲法第八条（皇室財産の授受に国会の議決が必要）という規定について、これを否定することを書いた「皇室経済法」の規定は、まさに、この「上位法・下位法の原則」に反して、本来、法体系からすれば、許されないことをしているわけである。

したがって、この皇室財産に関する第八条は、すでに有名無実となっているわけなので、この第八条は、憲法を改正して削除し、あらたに、皇室経済法に書いてあるようなことを改めて、第八条に書き直すべきである。

どうか、皆さんも、条文が活字になっていればすべてよい、と思わないで、憲法改正を理論的に勉強して下さい、お願いして、私の本日の提案とさせていただきます。以上

5

6



### 下村博文先生

衆議院議員、自民党憲法改正推進本部長、元文科大臣。

群馬県出身、昭和29年生。交通事故で父上を亡くし、苦学力行して早稲田大学卒。進学ゼミ経営から、都議会議員を経て、平成8年に総選挙に挑戦、以来8回当選。法務大臣政務官、文部科学大臣政務官、自民党副幹事長などを経て、平成18年安倍内閣で内閣官房副長官、第二次安倍内閣で文部科学大臣に就任。現在、自民党憲法改正推進本部長を務める。

#### 来賓講話「自民党の4つの改憲イメージ」

平和主義、国民主義、基本的人権の尊重の3つの基本を自民党は尊重します。その上で、4つ憲法改正のイメージ案をつくりました。1つ目は自衛隊の明記。9条は変えない、解釈も変えない。しかし国民の9割が認めている自衛隊を、「加憲」によって位置づけようということです。2つ目は緊急事態。大災害が起きた時、素早く対処できるようにするための改憲です。3つ目は、合区と地方自治体のあり方です。憲法では人口比例で国会議員を選ぶことになっています。3年前から参議院では、鳥取・島根県から合わせて1人、高知・徳島県から1人となりました。3年後には20県

が合区対象となる。人口が減少した県から参議院議員を出せなくなるのです。地方の活性化を考えたときに、1県1人選べるようにしよう。これを実現するには、憲法を改正するしかないのです。そして4つ目が教育であります。すべての人に可能性を提供できる教育状況をつくること。「人生100年時代」の中、50、60歳になっても学び直して仕事をしたい、という人を応援できるような環境づくりをしていきたい。

国会は議論の場ですから、議論しながら、みんなで考えていく。そういう政治を目指していきたいと考えています。



### 中川雅治先生

参議院議員・行政監視委員長、  
前環境大臣。

東京都出身、昭和44年東京大学法学部を卒業し大蔵省入省。理財局長、環境事務次官を経て、平成16年参議院選の東京選挙区にて当選、現在3期目。参議院憲法調査特別委員会理事として、国民投票法成立に尽力。また、参議院国家安全保障特別委員長、参議院議院運営委員長等を務め、平成29年8月から1年間以上環境大臣を務めた。岳父は原文兵衛元参議院議長。

来賓講話「憲法改正には国民の理解が不可欠」

憲法とは、いかなる政党が政権に就こうと守らなければならない共通のルール。国家の基本です。したがって政局と絡めて議論されたり、国論が二分され、国民が分断されるような状況は決して望ましくないと私は思います。大部分の国民の皆さまが憲法改正の必要性を十分に理解されることが大前提だと私は思います。

現行憲法は、日本の主権が制限された中で制定され、自由意思が反映していないということは否定しがたい事実です。国民の皆様には、冷静に現行憲法の制定過程を紐解いていただきたいと思います。また、現

行憲法には内容の欠陥もたくさんあります。元首の規定がないこと。国防の規定がないこと。緊急事態の規定がないことなど。こうした欠陥は正していかなければなりません。

世界各国では何十回も憲法改正している国が多い中、日本は一度も改正していません。社会の変化、国際情勢の変化に伴って、今の憲法では十分に対応できない事態も生じてきます。解釈で補おうとするのも、もはや限界にきています。

憲法改正を行うには、国民の理解が不可欠。そのためには、国民的議論を巻き起こす必要があります。本日の会合がその契機となることを大いに期待しております。



### 平沢勝栄先生

衆議院議員・法務委員会筆頭理事・憲法審査会幹事

岐阜県出身。東京大学法学部卒業後、警察庁に入庁。米デューク大学大学院修士課程修了。後藤田正晴内閣官房長官秘書官、防衛庁官房審議官等を経て退官。平成8年の総選挙で初当選。以来8回当選。防衛政務官、総務政務官、自民党政調会長代理、内閣府副大臣等を歴任。憲法、安全保障、治安問題に精通し、歯切れのよい弁舌で知られる。現在、自民党憲法改正推進本部事務総長。

来賓講話「まずい点があれば、正すのは当たり前」

憲法改正しなければいけない点は山ほどあります。それなのに、国会は何でこんなにのんびりしているのだろう？ これはすべての国会議員一人ひとりが反省しなきゃいけないことだと思います。護憲派の一人ひとり話を聞いてみると、憲法変えたいところがあるんですよ。ならば、そう発言すればいいのに、しない。与党のやり方が強引だという人もいますが、賛成でも反対でも議論を戦わせなければ話になりません。それが憲法審査会の場ではないかと思います。議席数にかかわらず、質問時間は各党平等です。やっと1年6か月ぶり

に動き出す憲法審査会を動かして、憲法改正を一步でも前に進めるべく努力します。

言葉遣いのおかしいところもたくさんある。「子女」とか「吏員」「司法官憲」とか。第18条にでてくる「奴隸的拘束」というのもよくわからない。アメリカには昔奴隷がいたから、そのまま持ってきたとしか思えない。日本に奴隷はいなかったのですから。いま古い言葉が使われている法律はどんどん新しく変えています。民法も刑法、商法、会社法も変えました。残っているのは憲法だけなんです。何で憲法だけ、残しておくのでしょうか？ まずい点は正す、時代に合わないものは変えていく。そんなことは当たり前のことじゃないですか。

## 大会決議 各政党と国民の皆さまへ

- 天皇陛下の御退位に続く新天皇の御即位を、謹んで御慶び申し上げます。以前は、天皇が崩御されて悲しみの中にある際、日を置かず新天皇の御即位祝賀があり、国民として心の整理ができず戸惑ったものである。何ごととも時代の変化に対応する必要がある、随所に時代に即応しない現行憲法の条文は、早く改めるべきである。

- 現行憲法は、連合国軍の占領下にマッカーサー將軍の統治執行の便宜のため、作られたものである。したがって、第九条の骨子は、①武力行使の永久放棄、②陸海空軍の不保持、③（独立国には当然認められる）「交戦権」の否認、の三つである。これは「自分の国は自分で守る」のが原則である独立主権国家の、体裁ではない。

- 憲法学者の多くは、自衛隊は、第九条に反し違憲であるという。しかし昭和二十七年四月二十八日、講和条約が発効し独立国家と認められたとはいえ、その後の日本は、保革伯仲のため第九十六条（憲法改正要件）の三分の二以上が得られないので、

憲法改正ができないまま、歴代政府は「自分の国は自分で守る独立主権国家」たるべく自衛隊を設置してきたが、今こそ第九条を改正し、国防軍と改めるべきである。

- 現行憲法第八条（皇室財産）には「皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が財産を譲り受け、若しくは賜与することは、国会の議決に基かなければならない。」とある。このため、皇室は原則「財産と見られない小さな花束」しか授受できないでいる。これは、制定当時、戦勝国から天皇制廃止の声が高く、マッカーサー將軍もそれに配慮し、懲罰的に置いた規定なので、この第八条の規定は改めるべきである。

右、決議する。

令和元年五月三日

## 第五十回 新しい憲法をつくる国民大会 へ 自主憲法制定国民大会へ

# 大会決議



## 大会決議（案）朗読

丸山 隆・国民大会実行委員が、大きな声で堂々と読み上げた。



## 大会決議の可決

この大会決議（案）は、満場の拍手をもって、可決された。



## 「大会決議」の伝達式

「大会決議」は、清原淳平会長へ手渡された。その後、清原淳平会長は、内閣・国会へ伝達することを、壇上で約束した。

# 激励電報

## 激励電報

令和の御世替わり早々の「第五十回自主憲法制定国民大会」にあたり、「合法的・合理的な憲法改正方式」を堅持して、永年活動されている皆さま方に、心から感謝と敬意を表します。

私は、役職上、公務上、出席が適いませんが、皆さまと志を同じくしております。

また、今年、全国公募「改憲川柳」の発表・表彰や、御世替わりを祝しての宮廷「雅楽」五曲の実演・鑑賞をはじめ、素晴らしいプログラム構成であり、実行委員の方々の御努力に対し、心から御礼を申し上げます。

令和元年五月二日

衆議院議員・安全保障委員会委員長

岸 信 夫

第五十回 新しい憲法をつくる国民大会

(「自主憲法制定国民大会」)

実行委員会 御中

本日の「第50回 新しい憲法をつくる国民大会」を祝し、心よりお慶び申し上げます。  
関係各位の並々ならぬご尽力に敬意を表し、大会のご成功を祈念いたします。

衆議院議員  
船田 元 (はじめ)

新しい憲法をつくる国民大会の開催  
誠に、おめでとうございます  
憲法に対する理解が益々深まる  
素晴らしい大会となりますよう  
期待しております  
五丁目を迎える本大会の益々の  
ご発展を心からお祈りします  
国務大臣 参議院議員  
山本 順二

第五十回「新しい憲法をつくる国民大会」の開催にあたりご尽力されました関係各位に敬意を表しますとともに、貴大会が憲法改正に対する国民の議論と理解を深める有意義な機会となり、一刻も早い憲法改正が実現しますよう心よりご祈念申し上げます

衆議院議員 稲田 朋美

「新しい憲法をつくる国民大会」ご開催をお祝い申し上げます。  
新元号発足のこの時  
世界に新たな国家観を示す  
新憲法の創起に向けた  
意義ある国民大会のご盛会を  
確信いたしますとともに  
ご臨席皆様方より一層の  
ご活躍ご多幸を  
心よりご祈念申し上げます。

衆議院議員 池田 佳隆

第五十回目の「新しい憲法をつくる国民大会」のご盛会をお慶び申し上げます。

本日ご登壇の先生方のご講話で大会が有意義なものとなり、国民の皆さまのご理解をより一層深め、目的達成に向けて、ともに力強く邁進頂けるものと存じます。

長年にわたり、憲法改正推進のためにご尽力頂いている皆さま、並びにご参集の皆さまに心より敬意を表し、今後益々のご健勝とご多幸を祈念いたします。

防衛大臣政務官  
参議院議員

山田 宏

第五十回新しい憲法をつくる国民大会の開催を祝し、心よりお慶び申し上げます。大会のご成功ならびに参加されます皆様のご発展とご繁栄を祈念申し上げます。

衆議院議員

大野 敬太郎

新しい憲法をつくる国民大会御中

新しい憲法をつくる国民大会の開催にあたり、心ある各位の日々たゆまぬご尽力に心より敬意と感謝を申し上げます。今こそ真の主権国家としての矜持を持ち、初めでの憲法改正実現に向けて更なる国民世論の喚起を期するべきときです。護憲派は日々護憲活動を続けています。改正派は運動量がまだまだ不足しています。日本を真の独立国にする第一歩を踏み出すため、本日参加いただいた皆様の尚一層のご奮起により、憲法の問題点についての理解が広く啓発されま

衆議院議員 杉田 水脈  
(すぎたみお)

新しい憲法をつくる国民大会が

第五十回の節目を迎え、

盛大に開催されますことを

心よりお慶び申し上げます。

新しい時代を迎え、憲法改正が

本大会を契機に大きくなると

なりますことをご期待申し上げます。

衆議院議員 和田 義明

本日は、「新しい憲法をつくる国民大会」が盛大に開催されますことと、心よりお祝い申し上げます。

清原淳平会長をはじめ関係者の皆様のご活動に敬意を表します。

今和の新时代を迎え、いよいよ憲法改正についての議論も前に進めていかなくてははいけません。国会での議論が進むよう、私も精力的に取り組みさせていただきます。

貴団体の益々の発展とご臨席の皆様のご健勝とご多幸と心よりお祈りしお祝いの言葉とさせていただきます。

衆議院議員 大西 英男

# 宮廷『雅楽』実演 ～皇室の御世代り祝して 雅悠会



## 「雅楽とは」 「曲目解説」

### 中澤信孝 日本雅楽会会長

雅楽は、1200年以上の歴史を持つ日本の伝統音楽。中国大陸や朝鮮半島などから渡来した外来音楽がもととなっているが、平安時代に至り、いわゆる「国風」と呼ばれる日本的な音律だけが残り、平安中期には貴族の「たしなみ」のひとつとして「みやび」な形に整えられた。現在も、この伝統は守られており、祭日には皇室の宮中祭祀の中でも演奏されている。



## 管弦

「平調音取」(ひょうじょうのねとり)「音取」というのは、音階をたくみに取り入れ、曲の雰囲気をつくりあげていくための前奏曲のこと。箏(ひちりき)、龍笛、鞆鼓(かっこ)、琵琶、琴の順に短い楽句を演奏する。

「越殿楽」(えてんらく) 古くは唐の宴席で演じられ、雅楽の中では最もよく知られている曲。

「陪臚」(ばいろ) 八幡太郎義家が出陣のたびに演奏し、戦勝祈願したと伝えられる曲。もとは唐代に戦いの陣形をかたどった舞踏の曲である。



## 舞楽

「蘭陵王」(らんりょうおう) 中国南北朝の北齊の武将・蘭陵王(高長恭)が周の大軍を打ち破った史実に基づく勇壮華麗な舞楽。蘭陵王は美しい顔立ちだったため、味方が見とれて戦場で士気が上がらない。そこで厳めしい面をつけて指揮をとったと伝えられている。

「長慶子」(ちょうげいし) 古くから、舞楽会の最後に演奏するのが習わしとなっている曲で、舞はない。参会者の退出の音楽とされている。源博雅(918~980年)の作曲。

# 閉会の辞・万歳三唱



閉会の辞 重田典子

国民会議理事・国民大会実行委員長



万歳三唱 深山明敏 理事

国民会議理事、陸上自衛隊元第三師団長・陸将

## 閉会の辞

雅楽の皆さま、御世代りを祝して、一般に中々拝見することが出来ない、すばらしい古典芸術・雅楽を御披露下さり、最高の記念になり、ありがとうございました。

国会議員の先生方には、御多忙の中御出席下さり、貴重な御提言や御解説をいただきましたこと、誠にありがとうございました。心から感謝申し上げます。

改憲川柳入賞ならびに入選者の皆様、今年も全国各地から改憲川柳が寄せられ、意識の高い皆様の意気込みに励まされました。今後も、さらに強い国民の波が全国津々裏々に届きますよう祈っております。

最後に、皆さまの満場の拍手を以て、可決されました大会決議に従い、私どもも決意を新たにして、活動を続けて参りますので、本日御参加の皆様方、今後とも御支援・御協力のほど、よろしく御願い申し上げます。

以上をもちまして、私の閉会の辞とさせていただきますが、このあと深山理事の万歳三唱を、宜しく御願い申し上げます。

新しい御世にふさわしい憲法改正の早期実現を希い、御皇室のますますの弥栄をお祈りし、日本の一層の発展を祈りながら、万歳三唱をいたしたいと思います。

御唱和下さい！

## 万歳！ 万歳！ 万歳！

ありがとうございました！

(拍手)



## 当団体の趣旨と活動経緯

法というものは作られた時点で静止してしまいますが、時代は日進月歩、いや分進秒歩の進展です。

諸外国の憲法が、法と現実のギャップを埋めるべく頻りに改正しているのに、日本国憲法は、占領下の昭和22年に成立してから70年余、一度も改正されていません。そのために、時代の進展との間のギャップは大きく、次第に解釈でも補えなくなってきております。

さて、憲法改正・新憲法制定は、本来立法府や行政府の役目なので、昭和30年に「自主憲法期成議員同盟」が設立され、これを支援すべく、昭和44年、当「自主憲法制定国民会議」が設立されました。

そして、当団体は、昭和44年以降、毎年5月3日に、国民大会を開催し、今年はその第50回大会を開催いたしました。また、当団体では折に触れ、地方で県民会議を立ち上げ、県民大会や地方集會を開催しております（後記写真参照）。

また、当団体は、昭和54年以降、毎月、国会の議員会館などにて、民間・学者・議員合同の「新しい憲法をつくる研究会」を開催してきております。

みなさまには、どうか、こうした経過を御理解下さり、この「新しい時代にふさわしい憲法をつくる」世直し運動に、御参加いただきたく、御願ひ申し上げます。



創代会長  
岸信介元総理大臣



2代会長  
木村睦男元参院議長



3代会長  
櫻内義雄元衆院議長

櫻内会長逝去後、元国会議員で大臣経験者が会長を代行したが、再当選で辞任。平成19年に、清原淳平が会長代行。同23年1月、会長に就任。



清原淳平 現会長

## 新しい時代にふさわしい 憲法をつくる国民運動に 御参加を！

(入会のしおり)

- 新憲法で日本を改革・発展させよう！
- 19世紀憲法から、21世紀憲法へ！
- 占領下憲法から、真の独立国憲法へ！
- 一國平和主義から世界貢献的平和へ！
- 改憲は民心を一新し生活を向上する！
- 合理的な改憲案づくりにより、御協力を！



初代会長岸信介元総理大臣書

### 新しい憲法をつくる国民会議

(=自主憲法制定国民会議 昭和44年創立)

会長 清原淳平

## 発行 新しい憲法をつくる国民大会実行委員会

監修 清原淳平 国民会議 会長 [令和元年6月1日発行]

主催 新しい憲法をつくる国民会議 (自主憲法制定国民会議)

〒104-0028 東京都中央区八重洲2-6-16 北村ビル3階

電話 03-3581-1393 FAX 03-3581-7233

ホームページ <http://atarashii-kenpou.jp/>

◎ 入会希望者は、上記の国民会議事務局へFAX又は電話下されば、入会書類をお送りします。

但し、議員会館内等での研究会があるので、テロ対策など警備上、書類審査があります。

なお、職員が飛び回っておりますので、御来訪にあたっては、予めお電話ください。

◎当『大会資料および掲載記事報告』頒価 一部300円